

倉敷市国民保護計画

令和4年4月

倉 敷 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	7
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	9
1	武力攻撃事態	9
2	緊急処理事態	10
第2編	平素からの備えや予防	11
第1章	組織・体制の整備等	11
第1	市における組織・体制の整備	11
1	市の各部局等における平素の業務	11
2	市職員の参集基準等	11
3	消防機関の体制	13
第2	関係機関との連携体制の整備	14
1	基本的考え方	14
2	県との連携	14
3	近接市町との連携	15
4	指定公共機関等との連携	15
5	ボランティア団体等に対する支援	15
第3	通信の確保	17
1	非常通信体制の整備	17
2	非常通信体制の確保	17
3	非常通信体制の整備に当たっての留意事項	17
第4	情報収集・提供等の体制整備	19
1	基本的な事項	19
2	警報等の伝達に必要な準備	19
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	20
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	21
第5	研修及び訓練	22
1	研修	22
2	訓練	22
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	24
1	避難に関する基本的事項	24
2	避難実施要領のパターンの作成	25

3	救援に関する基本的事項	25
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	26
5	避難施設の指定への協力	26
6	生活関連等施設の把握等	27
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	29
1	市における備蓄	29
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	29
第4章	国民保護に関する啓発	30
1	国民保護措置に関する啓発	30
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	30
第3編	武力攻撃事態等への対処	31
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	31
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	31
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	32
第2章	市対策本部の設置等	33
1	市対策本部の設置	33
2	通信の確保	36
第3章	関係機関相互の連携	37
1	国・県の対策本部との連携	37
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	37
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	37
4	知事等及び他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	38
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請等	38
6	市の行う応援等	39
7	ボランティア団体等に対する支援等	39
8	住民への協力要請	40
第4章	警報及び避難の指示等	41
第1	警報の伝達等	41
1	警報の内容の伝達等	41
2	警報の内容の伝達方法	42
3	緊急通報の伝達及び通知	43
第2	避難住民の誘導等	44
1	避難の指示の通知・伝達	44
2	避難実施要領の策定	44
3	避難住民の誘導	46
4	避難に当たって配慮すべき事項	49
第5章	救援	53
1	救援の実施	53
2	関係機関との連携	53

3	救援の内容	54
第6章	安否情報の収集・提供	55
1	安否情報の収集	55
2	県に対する報告	56
3	安否情報の照会に対する回答	56
4	日本赤十字社に対する協力	57
第7章	武力攻撃災害への対処	58
第1	武力攻撃災害への対処	58
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	58
2	武力攻撃災害の兆候の通報	58
第2	応急措置等	59
1	退避の指示	59
2	警戒区域の設定	60
3	応急公用負担等	60
4	消防に関する措置等	61
第3	生活関連等施設における災害への対処等	63
1	生活関連等施設の安全確保	63
2	危険物等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	63
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	64
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	65
1	武力攻撃原子力災害への対処	65
2	NBC攻撃による災害への対処	66
第8章	被災情報の収集及び報告	69
第9章	保健衛生の確保その他の措置	70
1	保健衛生の確保	70
2	廃棄物の処理	71
3	文化財の保護	71
第10章	国民生活の安定に関する措置	73
1	生活関連物資等の価格安定	73
2	避難住民等の生活安定等	74
3	生活基盤等の確保	74
第11章	特殊標章等の交付及び管理	75
第4編	復旧等	77
第1章	応急の復旧	77
1	基本的考え方	77
2	公共的施設の応急の復旧	77
第2章	武力攻撃災害の復旧	78
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	79
1	国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求	79

2	損失補償及び損害補償	79
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	79
4	市民の権利利益の救済に係る手続等	79
第5編	緊急対処事態への対処	81
1	緊急対処事態	81
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	81

第1編 総論

第1章 市の責務，計画の位置づけ，構成等

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令，国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ，市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき，国民の協力のもと，他の機関と連携協力し，自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し，市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

その責務にかんがみ，国民保護法第35条の規定に基づき，市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

本計画においては，市内に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項，市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は，以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し，変更手続

(1) 計画の見直し

本計画については，国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築，県国民保護計画の見直し，国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ，不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては，市国民保護協議会の意見を尊重するとともに，広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 計画の変更手続

本計画の変更にあたっては，計画作成時と同様，国民保護法第39条第3項の規定に基づき，市国民保護協議会に諮問の上，知事に協議し，市議会に報告し，公表するものとする（ただし，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については，市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わないものとする。）。

【国民保護法施行令（国民の保護に関する計画等の軽微な変更）】

第五条 法第三十三条第七項ただし書，第三十四条第八項ただし書，第三十五条第八項ただし書及び第三十六条第七項ただし書の政令で定める軽微な変更は，次のとおりとする。

- 一 行政区画，郡，区，市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更，地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- 二 指定行政機関（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第二条第五号の指定行政機関をいう。以下同じ。），指定地方行政機関（同条第六号の指定地方行政機関をいう。以下同じ。），都道府県，市町村，指定公共機関（同条第七号の指定公共機関をいう。以下同じ。），指定地方公共機関（法第二条第二項の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- 三 前二号に掲げるもののほか，誤記の訂正，人又は物の呼称の変更，統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第2章 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、強制にあたることがないように特に留意して、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

特に、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を最大限尊重する。

また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

(7) 高齢者、障がいのある方等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がいのある方へきめ細かな配慮を行うように留意する。

また、市内に居住し、又は滞在している外国人に対しては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

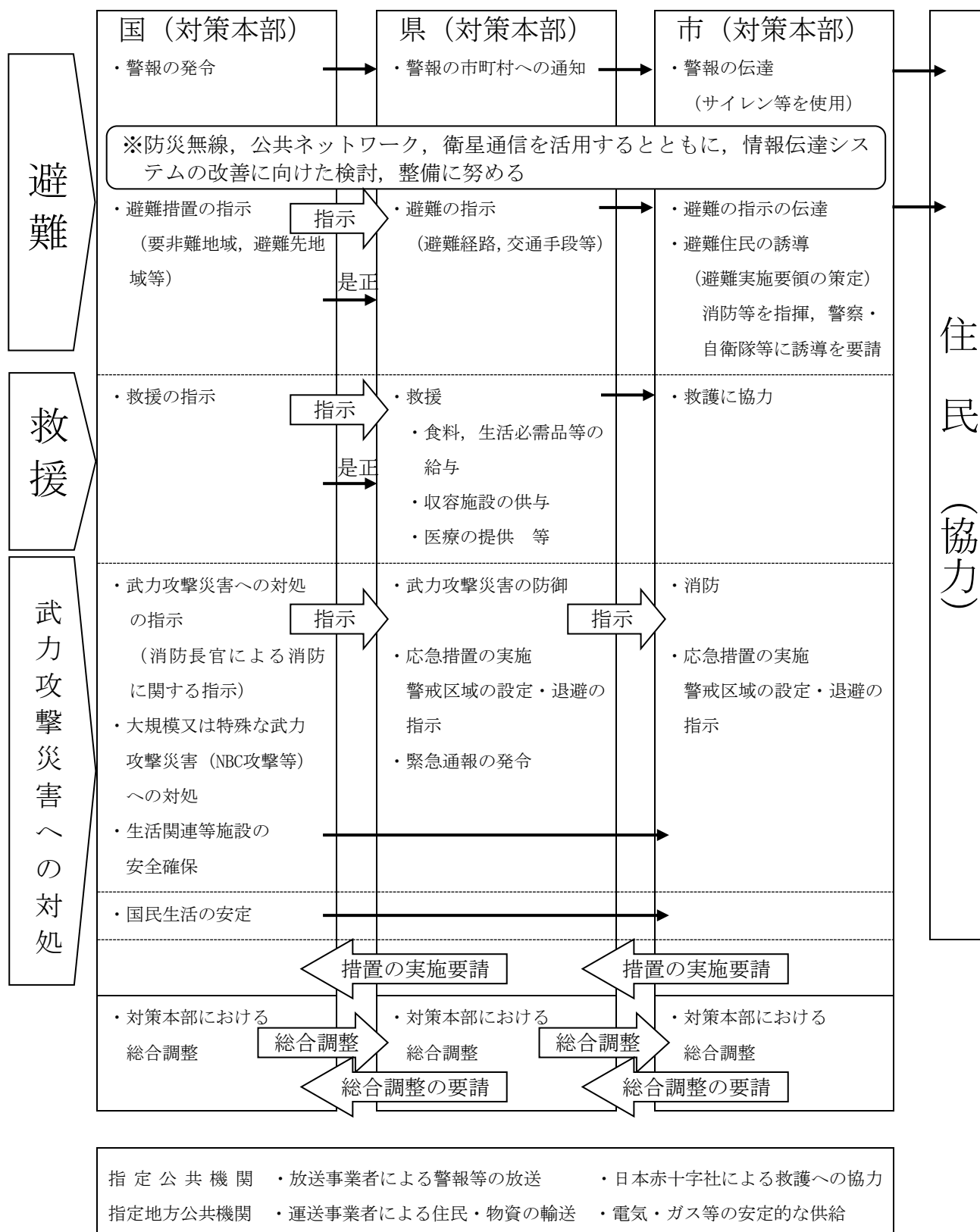
(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

【国民保護措置の全体の仕組み】



国，地方公共団体，指定公共機関等が相互に連携

【市の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 避難の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的、社会的特徴

(1) 地形

倉敷市は、岡山県の南西部に位置し、南は瀬戸内海に面している。東は玉野市、岡山市、早島町に、西は浅口市、矢掛町に、北は総社市に接している。

倉敷、玉島、船穂、真備地区には、県下三大河川の一つである高梁川の堆積作用によって備中平野がひろげ、児島地区は岡山県最南端に位置し、瀬戸内海にその半分が突出し、海岸線に沿って東西に帯状に伸びている。

(2) 気候

倉敷市は、年を通じ温和で風雨は少なく、年平均気温は15度内外、年平均降水量は1,000ミリメートル程度で、瀬戸内気候型である。

(3) 人口等分布（地区別）

令和3年3月31日現在

区分	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備	合計	
性別	男	96,541	45,495	32,355	30,754	7,479	8,025	3,830	10,099	234,578 人
	女	104,168	43,675	34,746	32,590	8,016	8,510	4,090	10,601	246,396 人
人口	200,709	89,170	67,101	63,344	15,495	16,535	7,920	20,700	480,974 人	
世帯数	89,666	41,937	31,072	27,863	6,914	6,674	3,208	8,547	215,881世帯	
面積		140.80	80.33	60.35	13.84	5.25	10.87	44.19	355.63 k㎡	

(4) 道路の位置等

道路は、東西方向の山陽自動車道や国道2号等の国土軸を形成している基幹的交通軸上にあり、さらに四国や山陰に結ぶ南北方向の広域交通網である瀬戸中央自動車道・他市であるが岡山自動車道などの高速道路の各広域交通網との交差する結節点となっている。また、幹線的な道路のうち主なものは、国道429号、430号、486号である。

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、JR山陽新幹線、JR山陽本線、JR瀬戸大橋線、JR伯備線、井原鉄道、水島臨海鉄道があり、港湾は、国際拠点港湾である水島港（水島地区、玉島地区及び高島地区）がある。

(6) その他の施設概要

【コンビナートの概要】

特別防災区域名	事業所数	企 業 名
水島臨海地区	24	<p>第1種事業所 13事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭化成(株)製造総括本部水島製造所 (B地区事業所) ・旭化成(株)製造総括本部水島製造所 (C地区事業所) ・ENEOS(株)水島製油所B工場 ・ENEOS(株)水島製油所B工場第2原油基地 ・三菱ケミカル(株)岡山事業所 ・日本ゼオン(株)水島工場 ・三菱ガス化学(株)水島工場 ・ENEOS(株)水島製油所A工場 ・(株)大阪ソーダ水島工場 ・中国電力(株)玉島発電所 ・瀬戸内共同火力(株)倉敷共同発電所 ・JFEスチール(株)西日本製鉄所 (倉敷地区) ・(株)JFEサンソセンター倉敷工場 <p>第2種事業所 11事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日清オイリオグループ(株)水島工場 ・関東電化工業(株)水島工場 ・荒川化学工業(株)水島工場 ・日本曹達(株)水島工場 ・(株)水島オキシトン水島工場 ・(株)大阪ソーダ岡山工場 ・(株)クラレ倉敷事業所 (玉島) ・水島エコワークス(株) ・中国電力(株)水島発電所 ・ENEOS(株)水島製油所潤滑油物流センター ・中国精油(株)水島工場

水島臨海地区における石油の貯蔵取扱量は 946万kl, 高圧ガス(不活性ガスを除く。)の総処理量は 120,288万Nm³/日であり, 当該地区へ設置されている施設は特定法(主に消防法, 高圧ガス保安法及び労働安全衛生法)の規定に基づき保安管理がなされている。

また, 現在, 40万トンの貯蔵能力を有するLPガス国家備蓄基地が運用されている。

なお, 県では石油コンビナート等災害防止法に基づき, 昭和51年度に石油コンビナート関係機関の代表者(倉敷市からは, 市長, 副市長, 消防局長, 危機管理監が本部員として参加)により構成される「岡山県石油コンビナート等防災本部」を設置し, さらに「岡山県石油コンビナート等防災計画」を策定し, 以来, 同計画に基づき災害の未然防止と拡大防止を基本としたコンビナート総合防災対策を推進している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の種類

本計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の4類型を対象とする。

- ア 着上陸侵攻
- イ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ウ 弾道ミサイル攻撃
- エ 航空攻撃

(2) NBC（核・生物・化学）攻撃の特徴及び主な対応

NBC攻撃の特徴や主な対応は、次のとおりである。

※NBC 核兵器 (Nuclear weapon) , 生物兵器 (Biological weapon) , 化学兵器 (Chemical weapon)

ア 核兵器等

当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることにより、その物質そのものが持つようになる放射能）によって被害が生じる。

放射性降下物は爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。

熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。また、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻をタオル等で保護する、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける等、内部被ばくの低減に努める必要がある。

汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。また、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染、その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

イ 生物兵器

人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、散布が判明した時点では、既に被害が拡大している可能性がある。

使用される生物剤の特性、ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害範囲が異なるが、ヒトを媒介する生物剤による攻撃では、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

国による一元的情報収集、データ解析等により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となる病原体の特性に応じた、医療活動、蔓延防止対策を行うことが重要で

ある。

ウ 化学兵器

一般的に、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散する。（サリン等の神経剤は空気より重く、下を這うように拡散する。）

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類により異なる。

国、関係機関等の連携の下、原因物質の検知、汚染地域の特定又は予測を適切に行い、避難については、住民を安全な風上の高台に誘導するなど、避難措置を適切に行うことが重要であり、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。

また、化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

2 緊急処理事態

本計画における緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な以下に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

※ダーティボム：爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

1 市の各部局等における平素の業務

市の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務については、倉敷市地域防災計画（資料編）の倉敷市災害対策本部事務分掌表を準用する。

また、倉敷市地域防災計画（資料編）に記載のない業務については、市長が事務分掌を決定する。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等における国民保護措置を実施するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、消防局との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護対策担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当部局体制	国民保護担当職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長、副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市国民保護対策本部長、副本部長の代替職員】

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
市国民保護対策本部長 (市長)	副市長(総務担当)	副市長	危機管理監
副本部長 (副市長(総務担当))	副市長	危機管理監	防災危機管理室参事

上記以降の順位については、市行政組織順の各局長が担当するものとする。

(6) 職員の服務基準

(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(7) 交代要員等の確保

防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について別に定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	種 別	担当局
損失補償 (法 159①)	特定物資の収用に関する事。 (法 81②)	総務局
	特定物資の保管命令に関する事。 (法 81③)	
	土地等の使用に関する事。 (法 82)	
	応急公用負担に関する事。 (法 113①・②)	
損害補償 (法 160)	国民への協力要請によるもの (法 70①・③, 80①, 115①, 123①)	総務局
不服申立てに関する事。 (法 6, 175)		総務局
訴訟に関する事。 (法 6, 175)		

(3) 国民の権利利益に関する文書の保存

国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

国民保護措置が効果的かつ迅速に実施できるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

「避難」、「救護」等の個々の国民保護措置に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

県との緊密な連携を図るため、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難方法や救援を行う場合の経路や運送手段等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るため、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 医療機関及び社会福祉協議会との連携等

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、連合医師会、災害拠点病院等の医療機関との連携体制を確認するとともに、社会福祉協議会との連携体制の整備を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) ボランティア団体等に対する支援

防災のための連携体制を踏まえ、ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

1 非常通信体制の整備

国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電時に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用する。

3 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

(1) 施設・設備面

- ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図るよう努める。
- ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- エ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
- オ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の非常通信設備を定期的に総点検する。

(2) 運用面

- ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時にお

ける運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ 国民に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、倉敷市緊急情報提供無線システム、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がいのある方、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的な事項

武力攻撃等の状況，国民保護措置の実施状況，被災情報その他の情報等を収集，整理し，関係機関及び住民にこれらの情報を提供するため，情報収集・提供体制の整備に努める。

特に高齢者，障がいのある方，外国人その他情報の伝達に配慮すべき者に対しても，情報が迅速に提供できるよう必要な検討を行う。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。この場合において，民生委員や社会福祉協議会，国際交流協会等との協力体制を構築するなど，高齢者，障がいのある方，外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 倉敷市緊急情報提供無線システム等の整備

武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる倉敷市緊急情報提供無線システム等の整備を図るとともに，可聴範囲の拡大を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

対処に時間的余裕のない事態に関する情報を，住民に迅速かつ確実に伝達するため，全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察及び海上保安部との連携

武力攻撃事態等において，住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう，県警察及び海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については，訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校，病院，駅，大規模集客施設，大規模集合住宅，官公庁，事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について，県との役割分担も考慮して警報の伝達方法について定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

県と連携して、「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号又は様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否確認情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況

(2) 安否情報収集のための体制整備

収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、安否情報システム及び総合防災情報システムの活用など、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定め、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)							
令和 年 月 日 時 分 倉敷市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)							
(1) 発生日時 令和 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号 (北緯 度, 東経 度)							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

1 研修

- (1) 研修機関における研修の活用
危機管理を担当する職員の資質向上のため、国等の研修機関の研修課程を有効に活用する。
- (2) 職員等の研修機会の確保
県と連携し、国が作成するビデオ教材や、eラーニング、外部有識者等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

2 訓練

- (1) 市における訓練の実施
単独又は近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。
訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。
また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするように努めるものとする。
- (2) 訓練の形態及び項目
防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。
ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
イ 警報・避難の指示等の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
ウ 避難誘導訓練及び救援訓練
- (3) 訓練に当たっての留意事項
ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
イ 住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会、自治会及び自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がいのある方その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
ウ 第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
エ 町内会、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が

容易となるよう配慮する。

オ 県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等に対応する計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 県警察と連携し、交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を常備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト
(データベース策定後は、当該データベース)
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
(特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(消防局・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 地域における避難行動要支援者の避難の手引き
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がいのある方等避難行動要支援者への配慮

避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がいのある方等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【避難行動要支援者名簿】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がいのある方等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）との協議により、国が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。また、この場合において、避難行動要支援者の避難方法等について特に配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救

援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

◎主な実施主体 ○補助

項 目	県	市
1 収容施設の供与	◎	○
2 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	○	◎
3 医療の提供及び助産	◎	○
4 被災者の捜索及び救出	◎	◎
5 埋葬及び火葬	◎	◎
6 電話その他の通信設備の提供	◎	○
7 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	◎
8 学用品の給与	○	◎
9 遺体の捜索及び処理	◎	◎
10 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしているものの除去	◎	○

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

県が保有する倉敷市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する倉敷市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

県が行う避難施設の指定に際して、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 市が管理する公共施設における警戒

その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省 (資源エネルギー庁)	—
	2号	ガス工作物	経済産業省 (資源エネルギー庁)	—
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	—
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	土木部(軌道施設に限る。)
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省	企画振興部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 農林水産部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	保健福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	総務部
	4号	高圧ガス	経済産業省	総務部
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制庁	—

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第28条	6号	核原料物質	原子力規制庁	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制庁	—
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	総務部
	10号	生物剤，毒素	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	—
	11号	毒性物質	経済産業省	—

第3章 物資及び資材の備蓄，整備

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要な化学防護服や放射線測定装置等の特殊な資機材、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品など、国や県において備蓄・調達体制を整備するものについては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 関係機関等との連携

国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつその適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がいのある方、外国人等に対しては、点字や外国語による広報媒体を使用するなど、実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発機会等の活用

防災に関する啓発の機会や手段を活用し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等、住民がとるべき行動について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合やテロが発生した場合における住民の屋内への一時的な避難等についても、住民に対し周知するよう努める。

また、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

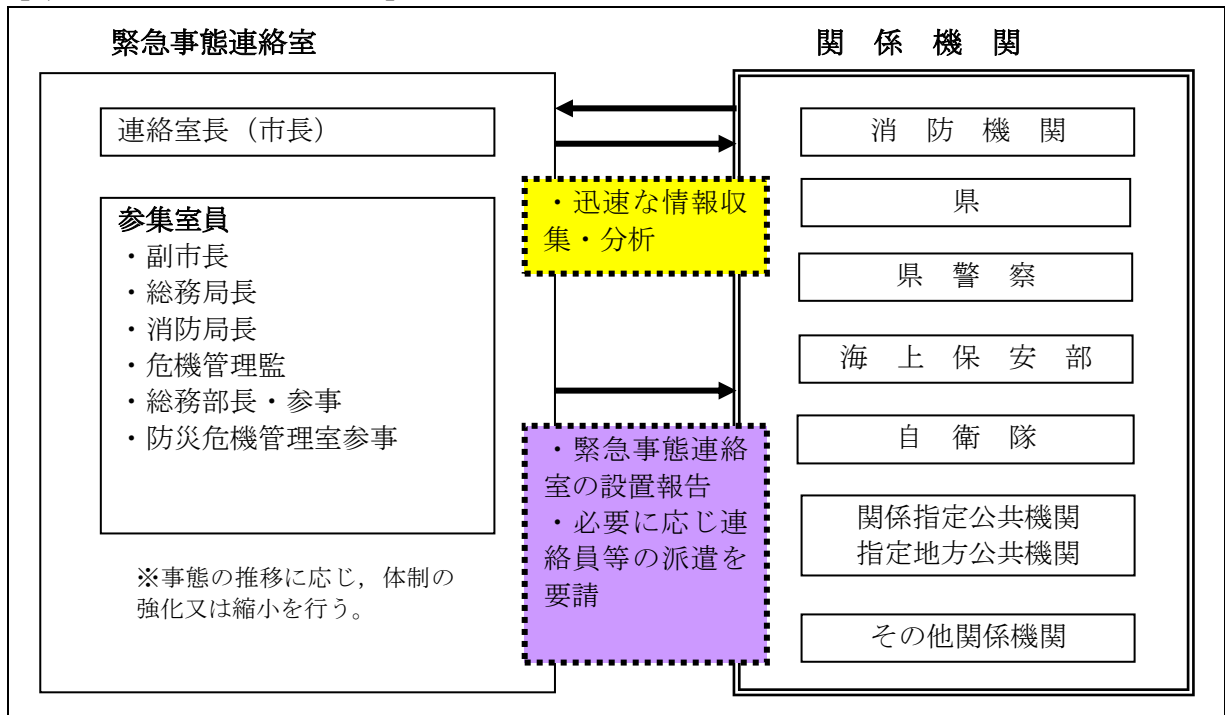
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

【緊急事態連絡室の構成等】



イ 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救

助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

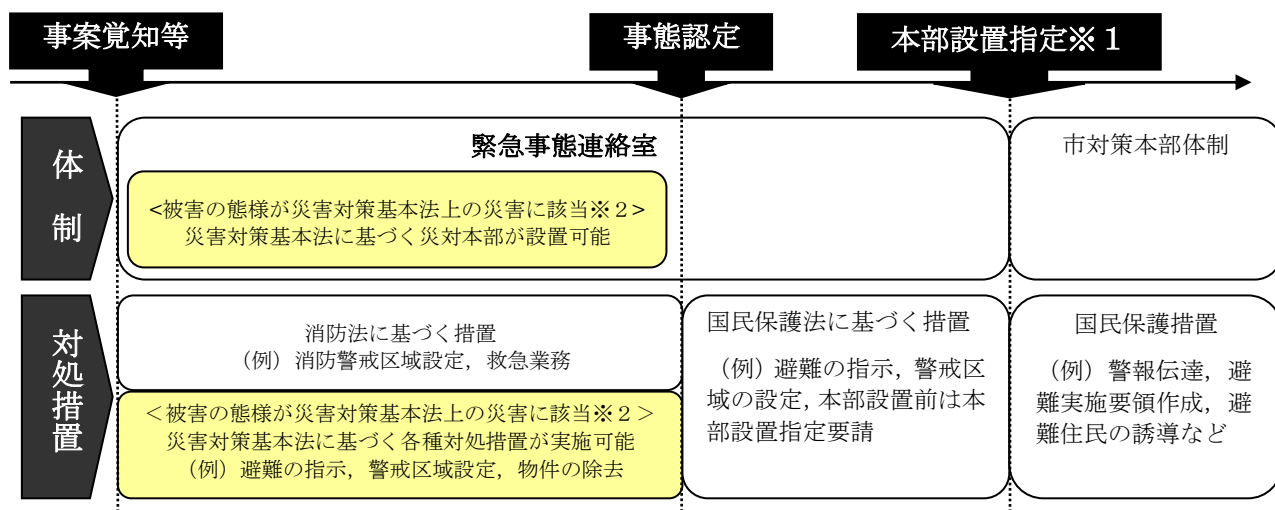
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当部局体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。）。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、職員メールシステムや連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

【予備施設】

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
消防局	児島支所	水島支所	玉島支所

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

倉敷市地域防災計画（資料編）の倉敷市災害対策本部運営要領を準用する。

また、倉敷市地域防災計画（資料編）に記載のない業務については、市長が事務分掌を決定する。

(4) 市対策本部における広報等

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

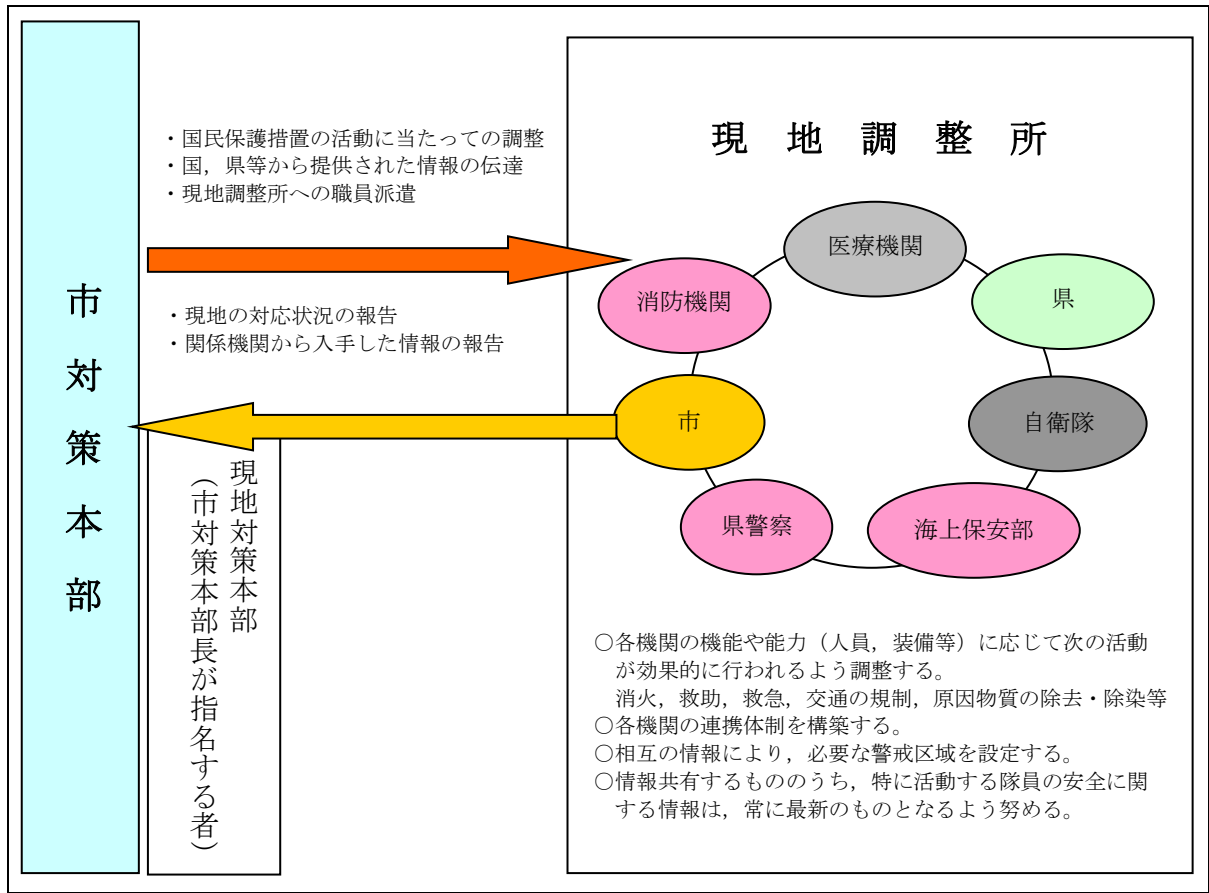
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市内に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市内に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市内に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市内に係る国民保護措置を実施するため、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

携帯電話、衛星携帯電話、IP携帯電話等の移動系通信回線若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、倉敷市緊急情報提供無線システム等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳^{ふくそう}により生じる混信^{ふくそう}等の対策

武力攻撃事態等における通信輻輳^{ふくそう}により生ずる混信^{ふくそう}等の対策のため、必要に応じ、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

国・県の現地対策本部が設置された場合は、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、自衛隊岡山地方協力本部長又は陸上自衛隊第13特科隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては呉地方総監、航空自衛隊にあっては西部方面航空隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 知事等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の市町村等に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の市町村等に事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請等

(1) 職員の派遣要請

国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣の要請を行う。ただし、人命救助等のため緊急を要する場合については、直接要請を行う。

(2) 職員派遣のあっせんの要求

職員派遣の要請を行っても、要請が受け入れられない場合や、派遣について適任者がいない場合には、県に対してあっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内（自治）会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市有施設等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

県から警報の内容の通知を受けたとき、又は国の緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急情報を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある団体（消防団、町内（自治）会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

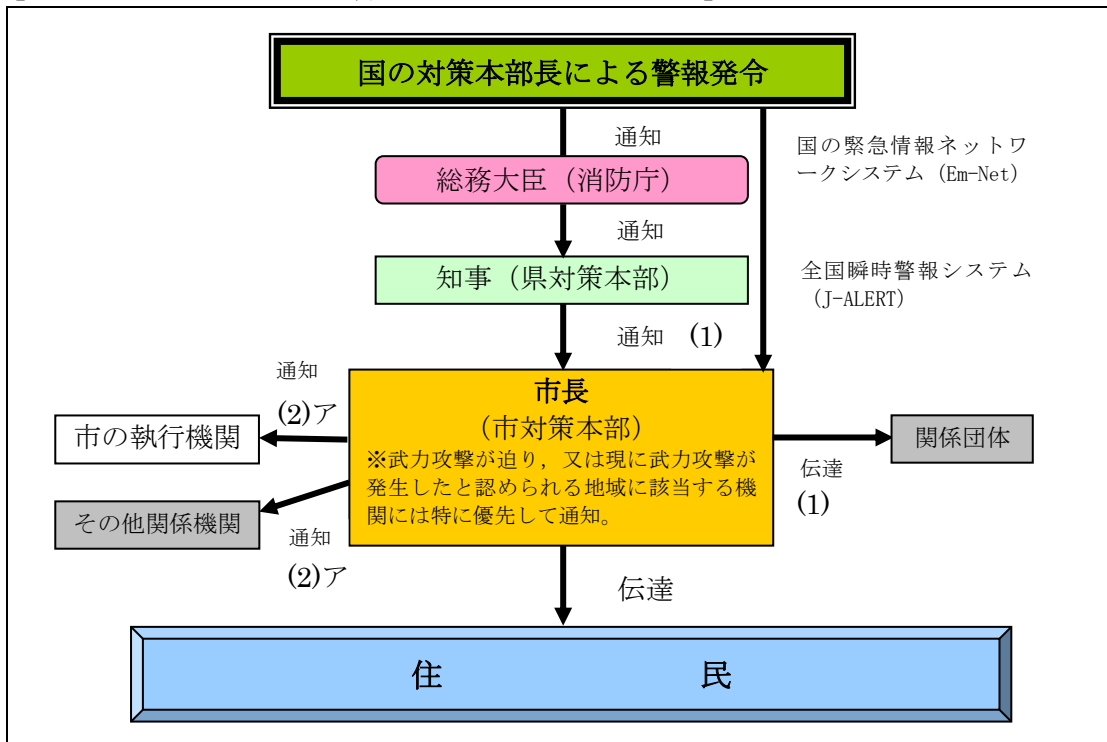
(2) 警報の内容の通知

- ア 執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- イ 警報の報道発表について速やかに行うとともに、倉敷防災ポータル (<https://bousai-portal.city.kurashiki.okayama.jp/>) 及び市のホームページ (<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/>) に警報の内容を掲載する。

(3) 住民への伝達

警報について、倉敷市緊急情報提供無線システム（拡声塔）、CATV、コミュニティFMにより住民に伝達する。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達の流れ】



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) , 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等により、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等を活用し、原則として以下の要領により情報を伝達する。
- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
 この場合においては、原則として、倉敷市緊急情報提供無線システムで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
- (ア) 原則として、サイレンは使用せず、倉敷市緊急情報提供無線システムや倉敷防災ポータル及び市のホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- (イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会、自治会等への協力依頼などの倉敷市緊急情報提供無線システムによる伝達以外の方法も活用する。
- ※全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。
- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
 この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会、自治会や避難行動要支援者等への伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。
 また、県警察の交番、駐在所、パトロールカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がいのある方、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、警報の発令の場合と同様とする。ただし、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

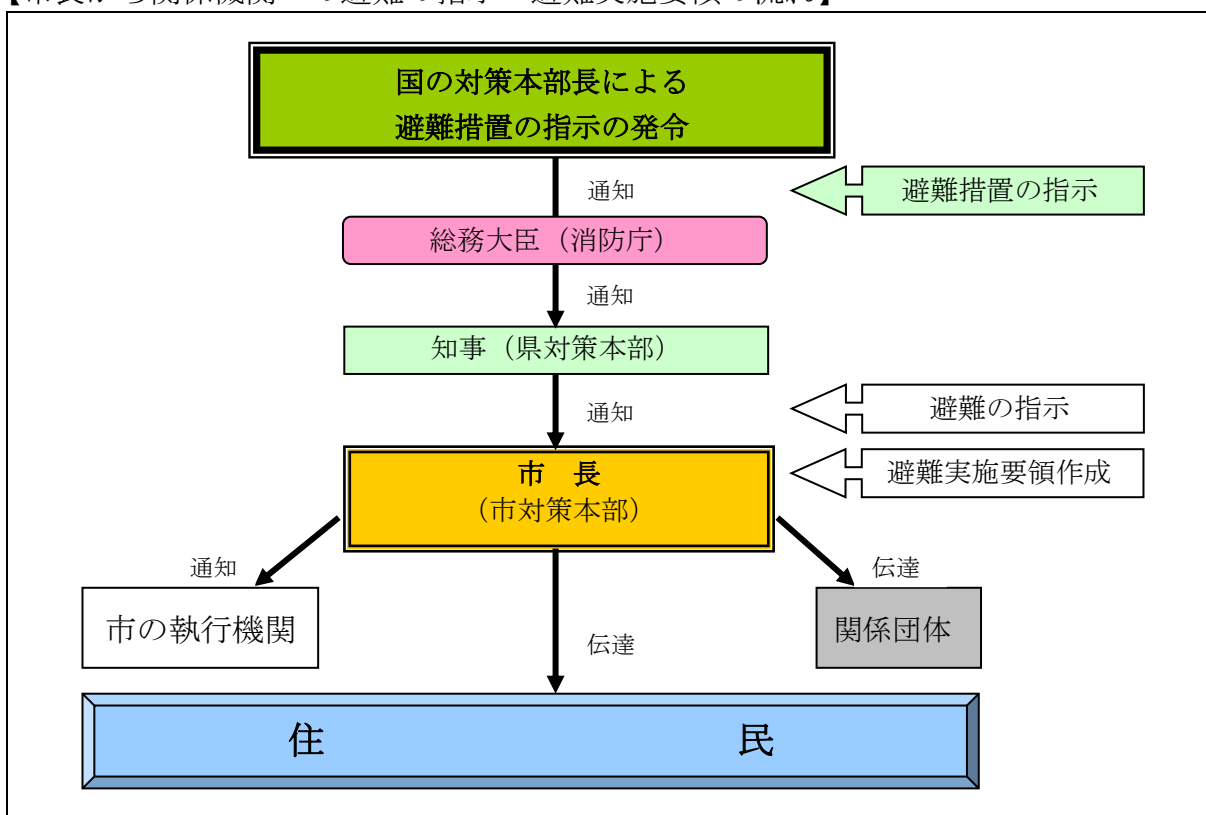
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【市長から関係機関への避難の指示・避難実施要領の流れ】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路，避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法，避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に定める主な事項

市長は、上記法定事項，県国民保護計画に基づき，原則，次に掲げる事項を避難実施要領に定める。

ア 避難の経路，避難の手段その他避難の方法

- (ア) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- (イ) 避難先
- (ロ) 一時集合場所及び集合方法
- (ハ) 集合時間
- (ニ) 集合に当たっての留意事項
- (ホ) 避難の手段及び避難の経路

イ 避難住民の誘導の実施方法

- (ア) 市職員，消防職団員の配置等
- (イ) 高齢者，障がいのある方その他特に配慮を要する者への対応
- (ロ) 要避難地域における残留者の確認
- (ハ) 避難誘導中の食料等の支援

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

- (ア) 避難住民の携行品，服装
- (イ) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては，以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期，優先度，避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に，避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握（屋内避難，徒歩による移動避難，長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（県との役割分担，運送事業者との連絡網，一時避難場所の選定）

カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿の活用，避難行動要支援者支援班の設置）

- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路，県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整，道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て，現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置，連絡手段の確保）
- コ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整，国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

市長は，自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について，道路，港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には，国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように，県を通じて，国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において，市長は，県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう，避難の現状，施設の利用の必要性や緊急性等について，市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は，避難実施要領を定めたときは，市の各執行機関及び消防関係機関，県，県警察，自衛隊のほか，海上関係については海上保安部等（離島及び沿岸部に限る。），また，関係する運送事業者である指定地方公共機関等に通知する。

さらに，市長は，倉敷市緊急情報提供無線システム，巡回広報等を活用するとともに，自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て，避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達する。

また，市長は，報道関係者に対して，避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は，避難実施要領で定めるところにより，市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し，避難住民を誘導する。その際，避難実施要領の内容に沿って，町内（自治会，学校，事業所等を単位として誘導を行う。ただし，緊急の場合には，この限りではない。

また，市長は，避難実施要領に沿って，避難経路の要所要所に職員を配置して，各種の連絡調整に当たらせるとともに，行政機関の車両や案内板を配置して，誘導の円滑化を図る。また，職員には，住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう，毅然とした態度での活動を徹底させ，防災服，腕章，旗，特殊標章等を携行させる。

なお，夜間では，暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから，避難誘導員が，避難経路の要所要所において，夜間照明（投光器具，車

のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内(自治)会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内(自治)会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がいのある方等への配慮

市長は、高齢者、障がいのある方等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協

力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 大規模集客施設等における避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(10) 動物の保護等に関する配慮

「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調

整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 帰宅困難者への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、避難施設等必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、帰宅困難者等への対応について県及び隣接市町と連携を図る。

(15) 避難住民の復帰のための措置

ア 避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

市長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

イ 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難に当たって配意すべき事項

(1) 地域特性等に応じた避難に当たっての留意事項

ア 都市部における住民の避難

都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

また、知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応するものとされている。

このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

イ 島における住民の避難

(ア) 島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、知事は、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部長に早急に連絡するものとされている。

- ・避難すべき住民の数、想定される避難方法
- ・現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

(イ) 運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事は、市町と連携しながら、関係する運送業者と連絡をとり、運送にかかる個別の調整を行うものとされている。

(ウ) この場合において、県は、市町と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの運送手段、運送経路等）を定めるものとされている。このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

ウ 積雪が多い地域の住民の避難

積雪時における住民の避難については、次の事項について十分に配慮するものとする。

- ・避難の経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要すること
- ・避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いこと

エ 半島、中山間地域などにおける住民の避難

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、半島、中山間地域などにおける住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、関係県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるものとされている。このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事態の類型に応じた避難に当たっての留意事項

ア 弾道ミサイル・航空攻撃

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下通路等の地下施設に避難することとなる。

避難実施要領の主たる内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に一人ひとりが対応できるよう、その取るべき行動を周知するものとなる。

【弾道ミサイル攻撃について】

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行

動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われた場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

- 1 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示
 - ①国の対策本部長（警報の発令、避難措置の指示、国民への情報提供）
 - ②県知事（避難指示）
 - ③市長（避難実施要領の策定）
- 2 弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃

国の対策本部長の避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

したがって、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

ウ 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が、広範囲となり県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者

である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。

市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行う。

エ N B C 攻撃の場合の住民の避難

知事は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させるなど安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとされている。

さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとされている。このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

なお、第2編第2章3に定める市と県の役割分担において市が主な実施主体となる場合も同様とする。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 遺体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合、又は主な実施主体となる場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合、又は主な実施主体となる場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合、又は主な実施主体となる場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

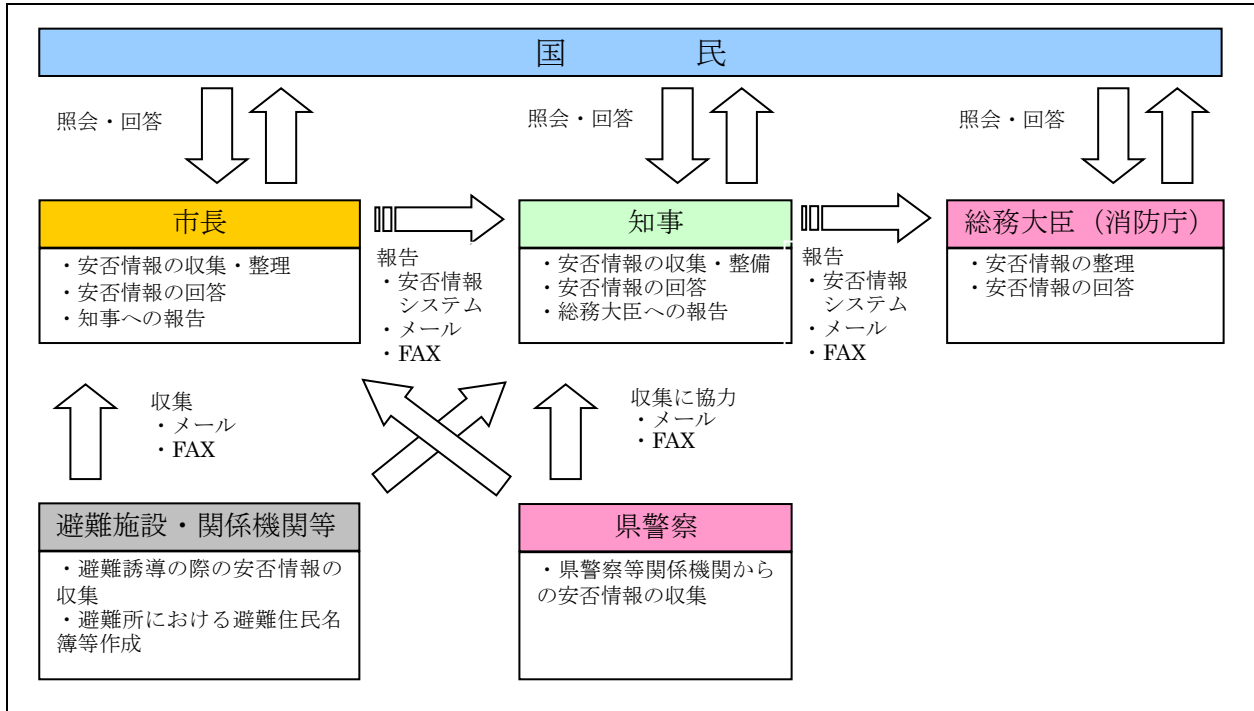
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

【安否情報の収集，整理及び提供の流れ】



【収集項目】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ①氏名
- ②出生の年月日
- ③男女の別
- ④住所
- ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥①～⑤のほか，個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において，当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦居所
- ⑧負傷又は疾病の状況
- ⑨⑦及び⑧のほか，連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑩死亡の日時，場所及び状況
- ⑪遺体の安置場所

(1) 安否情報の収集

避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

業務を遂行する中で安否情報を保有している可能性のある運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づいて提供が行われるよう留意する。

(3) 安否情報の整理

自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市対策本部を設置するときは、同時に安否情報の照会窓口を設置するとともに、その電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市ホームページ等により住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、名前、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

照会に係る者の安否情報を保有・整理しているときは、次の手続きにより回答を行う。

ア 身分証明書等により本人であることを確認する。

イ 照会による回答が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがないことを確認する。

ウ 安否情報省令第4条に規定する様式5号の項目中、避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの2項目について原則として回答する。

なお、ウの2項目以外の事項について照会があった場合は、照会に係る者の同意があるなどの特別な事情があるときは、照会のあった2項目以外の事項について回答する。

エ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手 の氏名や連絡先等を記録する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

日本赤十字社岡山県支部の要請があったときは、個人の情報の保護に配慮しつつ、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市内に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けた消防吏員、警察官又は海上保安官は、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候に関する通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

ア 屋内退避の指示について

市長は、住民に避難の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断される次のような場合には、「屋内への退避」を指示する。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民に何ら防護手段がなく、移動するよりも屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方が、危険性が少ないと考えられるとき。

(イ) ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、行動の実態等について情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 屋外退避の指示について

市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動したほうがより危険が少ないと考えられるときは、「屋外への退避」を指示する。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 退避の指示を行ったときは、倉敷市緊急情報提供無線システム、広報車等、市が保有する伝達手段により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で

活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員等に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、必要に応じた警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密に連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 被災地とならなかつた場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

エ 市長、消防局長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設（一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理しているものを含む）について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

1 対象

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第

4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)

2 措置

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3, 毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- ② 危険物質等の製造, 引渡し, 貯蔵, 移動, 運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の2措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 武力攻撃原子力災害への対処

武力攻撃原子力災害への対処等については、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 地域防災計画（放射性物質事故対策）等に準じた措置の実施
国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、倉敷市地域防災計画（放射性物質事故対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。
- (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等
 - ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者等から受けたとき又は知事等から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防局に連絡する。
 - イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者等又は県等より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を知事等に通報する。
 - ウ 市長は、国の対策本部長が発した武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するための公示の内容を知事から通知されたときは、警報の内容の通知に準じて、関係機関に公示の内容を伝達する。
 - エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けたときは、消防局に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。
- (3) 住民の避難等の措置
 - ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
 - イ 市長は、原子力事業者等からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況から避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、市民に対して避難の指示をし、その旨を知事に通知する。
- (4) 安定ヨウ素剤の服用
県が安定ヨウ素剤の予防服用を実施するときは、これに協力する。
- (5) 国への措置命令の要請
市長は、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対して、原子力規制委員会等が原子力事業者等への措置命令を行うことを要請するよう求める。
- (6) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員

を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

(7) 要員の安全確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策にあたる要員の安全確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

また、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有するとともに、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国・県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等への指導とともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染されたときは、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

ア 核攻撃等の場合

核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させ、必要に応じ、ワクチン接種を行わせるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させ、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。

このため、生物剤の散布等による攻撃の場合は、通常被害の状況等の把握の方法とは異なる点に留意し、保健所等関係機関と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止

	対象物件等	措置
第3号	死体	<ul style="list-style-type: none"> ・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄
第5号	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容
--

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報の収集及び報告

- (1) 電話，FAXその他の通信手段により，武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域，発生した武力攻撃災害の状況の概要，人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 情報収集に当たっては消防機関，県警察，海上保安部等との連絡を密にするとともに，特に消防機関は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 収集した被災情報については，県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき，電子メール，FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 第一報を消防庁に報告した後も，随時被災情報の収集に努めるとともに，収集した情報について，県が消防庁に報告を行う方法に準じて，県に被災情報を報告する。
なお，新たに重大な被害が発生した場合など，市長が必要と判断した場合には，直ちに，火災・災害等即報要領に基づき，県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がいのある方その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下によって、感染症等に罹患することを防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生対策

避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生対策

ア 避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) こころのケア対策

武力攻撃事態時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安定に対応するため、被災者の状態に応じた段階的なこころのケアを行う。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による相談窓口の設置、医師・保健師による訪問やカウンセリングを行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 市指定文化財等に関する勧告の告知

市教育委員会は、市内に有る重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合に、県教育委員会が実施する命令又は勧告の告知を所有者等に伝達する。

また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を県教育委員会に連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

市教育委員会は、文化庁長官及び文化庁長官から委託を受けた県教育委員会が行う国宝等（国宝、特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行に協力する。

(3) 県重要文化財等に関する勧告の伝達

市教育委員会は、県の重要文化財等（県重要文化財、県重要有形民俗文化財又は県史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、県教育委員会が武力攻撃災害による被害を防止するために所有者等に対し、必要な措置を勧告する場合には、速やかに当該勧告を伝達する。

(4) 市指定文化財に関する指示

市教育委員会は、市指定文化財（市重要文化財又は市史跡名勝天然記念物をいう。）が武力攻撃災害により被害を受けるおそれがあるときは、所有者等に対し、所在場所の変更又は管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 価格の安定を図るための措置

武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

(2) 関係法令に基づく措置

ア 生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に基づく措置

国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（「以下特定物資」という。）を指定した場合には、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売事業者（小売業者を除く）及び市の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、

(ア) 特定物資について、その価格の動向及び受給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

(イ) 特定物資を生産、輸入又は販売する事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

(ウ) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

(エ) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

(オ) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置

国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合には、市の区域内のみに事務所等を有し指定物資を生産、輸入又は販売事業者（小売業者を除く。）及び市の区域内に事務所等を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次のことを行う。

(ア) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

(イ) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下で販売すべきことの指示及び正当な理由無く従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

(ウ) (ア)及び(イ)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、学用品の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

避難住民等の負担軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する期間の延期、徴収猶予及び減免等の措置を講ずる。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

ア 水道事業者として市は、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、地域防災計画の定めにした措置を含め、必要な措置を講ずる。

イ 水道施設の被害状況の把握を行うとともに、前項の措置により給水を行うが、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(2) 公共的施設の適切な管理

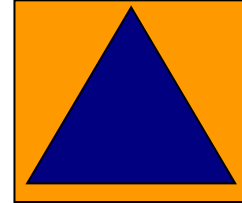
道路及び下水道等の公共的施設の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条4に規定される国際的な特殊標章
(オレンジ色地に青の正三角形)



イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書
(様式のひな型) ※日本産業規格A7

表面	裏面																					
<p style="text-align: center;">(この証明を発給する国及び当局の名を記載するための余白)</p> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用</p> <p>氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>生年月日(又は年齢)・・・・・・・・</p> <p>識別のための番号がある場合にはその番号.....</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、「千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。</p> <p>.....</p> <p>発給年月日.....証明書番号.....</p> <p style="text-align: right;">発給当局の署名</p> <p>有効期間の満了日.....</p>	<table border="1"> <tr> <td>身長</td> <td>眼の色</td> <td>頭髪の色</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報</td> </tr> <tr> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3">武器.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真</td> </tr> <tr> <td>印章</td> <td colspan="2">所持者の署名若しくは 拇印又はその双方</td> </tr> </table>	身長	眼の色	頭髪の色	その他の特徴又は情報					武器.....			所持者の写真			印章	所持者の署名若しくは 拇印又はその双方	
身長	眼の色	頭髪の色																				
.....																				
その他の特徴又は情報																						
.....																						
武器.....																						
所持者の写真																						
印章	所持者の署名若しくは 拇印又はその双方																					

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防局長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考)。

ア 市長

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行う市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）
- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防局長

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行う市の消防職員
- (イ) 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

国，県及びその他関係機関と協力しつつ，ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止について，教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 通信機器の応急の復旧

武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送施設の応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、管理する道路、漁港施設及び港湾施設等の輸送施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては，国民保護法により原則として国が負担することとされていることから，別途国が定めるところにより，国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

武力攻撃事態等において，国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては，その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果，通常生ずべき損失については，国民保護法施行令に定める手続等に従い，補償を行う。

(2) 損害補償

国民保護措置の実施について援助を要請し，その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは，国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県の対策本部長が総合調整を行い，又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において，当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは，国民保護法施行令に定める手続に従い，県に対して損失の請求を行う。

ただし，市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは，この限りではない。

4 市民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民の権利利益の迅速な救済

武力攻撃事態等が発生した場合には，国民保護措置の実施に伴う損失補償，国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済について，市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また，市民の権利利益の救済にあたっては，原則として保護措置を実施した部局が担当することとし，必要に応じ，武力攻撃災害発生時の専門家等の協力を得ることなどにより，迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

区 分	概 要
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
不服申し立てに関する事。 (法第6条, 第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条, 第175条)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保管

市民の権利利益に関する救済の手続きに関する文書（公用令書の写し，協力の要請日時，場所，協力者，要請者，内容等を記した書類等）を，市文書取扱規定等の定めるところにより，適切に保存する。

また，市民の権利利益の救済を確実にを行うため，武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために，安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

これらの手続きに関連する文書について，武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

本計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、次の2に掲げる緊急対処事態における警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

倉敷市国民保護計画作成・変更の経緯

平成18年 3月 倉敷市国民保護計画の作成
平成29年 7月 倉敷市国民保護計画の一部変更
令和 4年 4月 倉敷市国民保護計画の一部変更

倉敷市国民保護計画

発行 令和4年4月
編集 倉敷市 防災危機管理室 危機管理課
〒710-8565
倉敷市西中新田640番地
電話 086-426-3645
E-mail csmgt@city.kurashiki.okayama.jp